

## 主文

- 1 被告Y1社は、原告に対し、6879円及びこれに対する平成23年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の本訴請求をいずれも棄却する。
- 3 原告は、被告Y1社に対し、300万円及びこれに対する平成23年8月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 4 被告Y1社のその余の反訴請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、原告に生じた費用の20分の1と被告Y1社に生じた費用の10分の1を被告Y1社の負担とし、原告及び被告Y1社に生じたその余の費用並びに被告Y2、被告Y3、被告Y4及び被告Y5社に生じた費用を原告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 請求

#### 1 本訴請求

(1)被告Y1社の平成21年5月14日付け株主総会における定款を一部変更し、被告Y2、被告Y3及びBを取締役に選任する旨の決議が存在しないことを確認する。

(2)被告Y1社の平成22年7月20日付け株主総会における被告Y3及びBを取締役に選任する旨の決議が存在しないことを確認する。

(3)被告Y2、被告Y3及び被告Y4は、原告に対し、連帯して1000万円並びにこれに対する被告Y2及び被告Y3については平成23年4月17日から及び被告Y4については同月16日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4)被告Y1社は、原告に対し、41万0428円及びこれに対する平成23年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5)被告Y5社は、原告に対し、400万円及びこれに対する平成23年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 2 反訴請求

原告は、被告Y1社に対し、348万1778円及びこれに対する平成2

3年8月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、被告Y1社の株主であり、かつ同社及び被告Y5社の取締役を務めていた原告が、①被告Y1社の平成21年5月14日付け及び平成22年7月20日付けの各株主総会決議が存在しないことの確認を求めるとともに、②被告Y2、被告Y3及び被告Y4に対し、不法行為に基づき、連帯して慰謝料1000万円及びこれに対する訴状送達の日（被告Y2及び被告Y3については平成23年4月17日、被告Y4については同月16日）から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、③被告Y1社に対し、会社法第339条第2項の規定に基づく損害賠償請求権及び立替払金支払請求権と原告の被告Y1社に対する債務とを対当額で相殺した後の残額41万0428円及びこれに対する訴状送達の日（被告Y2及び被告Y3については平成23年4月17日、被告Y4については同月16日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金及び④被告Y5社に対しては、取締役任用契約に基づき、未払報酬400万円及びこれに対する訴状送達の日（被告Y2及び被告Y3については平成23年4月17日、被告Y4については同月16日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める本訴を提起したことに対し、⑤被告Y1社が、原告に対し、仮払金返還請求権に基づき、未精算の仮払金348万1778円及びこれに対する反訴状送達の日（被告Y2及び被告Y3については平成23年4月17日、被告Y4については同月16日）から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める反訴を提起した事案である。

### 1 争いのない事実等（認定事実には証拠を掲げる。）

(1)被告Y1社は、情報処理サービス業及び情報提供サービス業を主たる目的とする株式会社である。

(2)原告は、被告Y1社の株主であり、同社の設立時である平成19年12月19日から同社の代表取締役及び取締役を務めていた。また、原告は、平成21年7月23日から少なくとも平成22年3月31日まで、被告Y5社の代表取締役及び取締役を務めていた。

(3)被告Y4は、平成21年10月30日、被告Y1社の取締役に就任した。

(4)被告Y1社の平成21年5月14日付け臨時株主総会議事録（以下「本件総会議事録1」という。）には、被告Y1社を取締役会設置会社とし、取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすること等を内容とする定款の一部変更決議並びに被告Y2、被告Y3及びB（以下「B」という。）を取締役に選任

する決議（以下「本件決議1」という。）がされた旨の記載がある（甲第16，第19号証）。

(5)被告Y1社の平成22年7月20日付け臨時株主総会議事録（以下「本件総会議事録2」という。）には，被告Y3及びBを取締役に選任する決議（以下「本件決議2」という。）がされた旨の記載がある（甲第17号証）。

(6)被告Y1社の登記簿には，平成21年5月14日付けで被告Y2，被告Y3及びBが取締役に就任した旨が記録されるとともに，平成22年7月20日付けで被告Y3及びBが取締役に就任した旨が記録されている（甲第1号証）。

(7)平成21年5月14日及び平成22年7月20日当時の被告Y1社の株主は，原告，株式会社a及び合同会社bであり，その保有株式数は，原告が286株，株式会社a及び合同会社bがそれぞれ595株であった（甲第3号証）。

## 2 争点

(1)本件決議1の有無

(2)本件決議2の有無

(3)被告Y2，被告Y3及び被告Y4（以下「被告Y2ら」という。）の原告に対する不法行為の成否及び原告に生じた損害の額

(4)原告の被告Y1社に対する不当解任に基づく損害賠償請求権及び立替払金支払請求権並びに被告Y1社の原告に対する仮払金返還請求権の有無等

(5)原告の被告Y5社に対する取締役報酬請求権の有無

## 3 争点(1)（本件決議1の有無）についての当事者の主張

(1)原告の主張

原告は，被告Y1社の平成21年5月14日付け株主総会（以下「本件総会1」という。）の開催について招集通知を受領しておらず，本件総会1が開催された事実はないことから，本件決議1は存在しない。

(2)被告らの主張

本件総会1は，全株主が出席の上で開催されており，本件決議1は有効に成立している。

## 4 争点(2)（本件決議2の有無）についての当事者の主張

(1)原告の主張

被告Y1社の平成22年7月20日付け株主総会（以下「本件総会2」と

いう。)が開催された事実はないことから、本件決議2は存在しない。なお、原告は、本件総会2に係る平成22年7月9日付け「臨時株主総会招集のご通知」を受領しているが、原告は、本件総会2に出席しておらず、また、委任状も提出していない。

(2)被告らの主張

否認する。

5 争点(3)(被告Y2らの原告に対する不法行為の成否等)についての当事者の主張

(1)原告の主張

ア 被告Y2らは、共同して、本件総会議事録1及び平成21年5月14日付け取締役会議事録(以下「本件取締役会議事録」という。)を偽造し、これらを添付した株式会社変更登記申請書を東京法務局品川出張所に提出した。

イ 被告Y2らは、共同して、本件総会議事録2を2通偽造し、そのうちの1通を添付した株式会社変更登記申請書を東京法務局港出張所に提出した。

ウ 原告が被告Y2らの上記ア及びイの不法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するための金額としては、1000万円を下らない。

(2)被告らの主張

否認する。

6 争点(4)(原告と被告Y1社との間の損害賠償請求権、立替払金支払請求権及び仮払金返還請求権の有無等)についての当事者の主張

(1)原告の主張

**(不当解任に基づく損害賠償請求権)**

ア 被告Y1社は、平成22年6月23日、原告を取締役から解任した。

イ 原告は、被告Y1社の取締役在任中、1か月77万円の役員報酬を得ており、任期満了日は平成22年6月30日であったことから、上記アの解任がなければ、同月分の役員報酬77万円を得ることができた。

**(立替払金支払請求権)**

ウ 原告は、平成22年2月分から6月分までの被告Y1社の業務に要した経費として、合計52万9085円を立て替えて支払った。

エ 被告Y1社は、平成22年5月10日から同月22日までの間に、原告に対し、上記ウの立替払金支払請求権に対する弁済として合計40万円

を支払った。

**(相殺)**

オ 原告は、被告Y1社に対し、事務所敷金精算分の未収入金23万6430円及び第3期決算経費仮払未精算金25万2227円の返還債務を負担している。

カ 原告は、平成23年4月15日、訴状の送達により、被告Y1社に対し、上記損害賠償請求権及び立替払金支払請求権をもって、上記オの債務とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

**(仮払金返還請求権)**

キ 下記被告らの主張カの事実は否認する。原告が被告Y1社から仮払金名目で300万円を受領したことは認めるが、同金員は、原告の被告Y1社に対する貸金債権の弁済として受領したものである。

(2)被告らの主張

**(不当解任に基づく損害賠償請求権)**

ア 原告の主張ア及びイの事実は否認する。

なお、本件総会1において、取締役の任期を短縮することを内容とする定款一部変更をする旨の本件決議1がされていることから、原告の取締役としての任期は平成21年6月30日で満了しているが、原告は、同年7月1日以降、いわゆる権利義務取締役であったことから、平成22年6月23日に原告を解任することはできなかった。

**(立替払金支払請求権)**

イ 原告の主張ウのうち、原告が平成22年4月分から6月分までの被告Y1社の業務に要した経費として合計40万6879円を立て替えて支払ったことは認めるが、その余は否認する。

ウ 原告の主張エの事実は認める。

**(相殺)**

エ 原告の主張オの事実は認める。

オ 原告の主張カの事実については、被告Y1社が原告に対して6879円の立替払金支払債務のみを負っていることを前提に原告の相殺の主張を援用する。

**(仮払金返還請求権)**

カ 被告Y1社は、平成21年4月8日、原告に対し、仮払金として300万円を支払った。

7 争点(5)(原告の被告Y5社に対する報酬請求権の有無)についての当

## 事者の主張

### (1)原告の主張

ア 原告は、平成21年7月23日から平成22年3月31日まで、被告Y5社の代表取締役及び取締役を務めていた。

イ 被告Y2は、平成22年3月31日、原告に対し、上記アの期間の取締役報酬として400万円を支払うことを口頭で約束した。

### (2)被告らの主張

原告の主張アの事実は認めるが、同イの事実は否認する。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 争点(1)(本件決議1の有無)について

(1)上記第2の1に証拠(甲第7,第15,第16,第19号証,乙第2号証の1から3まで,第7号証,第13号証の1から4まで,証人Cの証言,原告本人尋問の結果)及び弁論の全趣旨を併せ考慮すれば,以下の事実が認められる(なお,各認定事実の末尾に主要な証拠を掲げる。)

ア 原告は,平成21年4月頃,被告Y2との間で,被告Y1社の設立当時から取締役を務めていたD及びEが辞任し,その代わりとして,被告Y2,被告Y3及びBが被告Y1社の取締役に就任することを合意した。なお,D及びEは,平成21年5月14日,上記合意のとおり,被告Y1社の取締役を辞任した。(甲第7,第19号証,乙第13号証の2)

イ 原告は,平成21年5月1日,被告Y1社の経理業務等を受託していた電子金券開発株式会社のC(以下「C」という。)からの依頼を受け,Cに対し,被告Y1社の定款変更及び取締役変更手続に必要な資料として,被告Y1社の定款,損益計算書及び取締役会議事録のデータを電子メールで送信した(乙第13号証の1,2,証人Cの証言3頁,8頁)。

ウ Cは,本件総会1に関し,原告から送信された上記イのデータを利用して,招集通知(議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類を含む。),委任状,取締役就任承諾書,議事録,変更後の定款草案等の関係書類を作成し,平成21年5月7日,原告を含む関係者に対し,上記関係書類の電子データを電子メールで送信した(乙第13号証の3,証人Cの証言9頁,原告本人尋問の結果6頁)。

エ 本件総会1の当時,被告Y1社の株主であった原告,株式会社a及び合同会社bはいずれも,本件総会1に先立ち,被告Y1社に対し,代理人欄を空白とし,本件総会1の第1号議案から第3号議案までの原案に対して賛成するとともに,議案の目的の範囲内で提案が行われた場合又は議事に

関する動議等が提出された場合には白紙委任をする旨の平成21年5月14日付け委任状を提出した（乙第2号証の1から3まで、原告本人尋問の結果4頁，23頁）。

オ Cは、平成21年5月18日に被告Y1社を訪問し、原告から、原告が被告Y1社の代表者印を押印している本件総会議事録1、本件取締役会議事録、株式会社変更登記申請書等を受領した。本件総会議事録1には、本件総会1に全株主が出席し（委任状によるものを含む。）、第1号議案（定款一部変更の件）、第2号議案（取締役3名選任の件）及び第3号議案（監査役1名選任の件）がいずれも可決された旨の記載がある。また、上記議事録には、第1号議案の参考書類として、定款変更案が添付されているが、同変更案においては、上記第2の1(4)のとおり、取締役の任期を短縮する旨の提案が含まれている。（甲第15、第16号証、乙第7号証、第13号証の4、証人Cの証言10頁）

カ 被告Y1社の登記については、平成21年5月20日、上記ウ及びオの関係資料を利用して、取締役会設置会社の定めの設定、取締役の変更等に関する変更登記申請手続が行われた（甲第19号証）。

キ 上記オの認定事実に対し、原告は、本件総会議事録1及び本件取締役会議事録は、原告の意思に反して偽造されたものであると主張する。

しかし、①本件総会議事録1及び本件取締役会議事録が作成された当時、被告Y1社の代表者印は、原告が管理していたと認められること（証人Cの証言13頁）、②原告本人は、本件総会議事録1及び本件取締役会議事録に押印したか否かについては、記憶がないと述べているにすぎず（原告本人尋問の結果3頁）、上記各議事録に押印をしたことがないとの明確な供述はしていないこと、一方で、③証人Cは、平成21年5月18日に原告が代表者印を押印した上記各議事録を原告から受領したと証言しており（証人Cの証言10頁）、④同人作成の手帳（乙第7号証）や同人が原告に対して送信した平成21年5月14日付けの電子メール（乙第13号証の4）には、上記証言に沿う記載がされていること等の事情に照らせば、本件総会議事録1及び本件取締役会議事録の代表者印は、原告がその内容を確認した上で押印したと認めることが相当であり、上記各議事録が偽造されたものであるとの原告の上記主張を採用することはできない。

(2)上記(1)の認定事実によれば、①本件総会1については、被告Y1社の全株主が、事前に本件決議1を含む全ての議案に賛成する旨の委任状を提出し、②その委任の範囲内で全ての議案が可決されたとの事実が認められる

というべきであり、したがって、本件決議1は有効に成立しているものと認められる（最高裁昭和58年（オ）第1567号昭和60年12月20日第二小法廷判決・民集39巻8号1869頁参照）。

(3)上記(2)の判示に対し、原告は、本件決議1のうち、被告Y1社を取締役会設置会社とすることを内容とする定款の一部変更決議並びに被告Y2、被告Y3及びBを取締役に選任する旨の決議が存在することは認めているものの、取締役の任期を短縮することを内容とする定款の変更決議は存在していないと主張し、原告本人も、上記(1)エの委任状を作成した際、本件総会1の第1号議案に取締役の任期を短縮する旨が含まれていることは認識していなかったとの供述をしている（原告本人尋問の結果6頁）。

しかし、①上記(1)ウのとおり、原告は、平成21年5月7日に変更後の定款草案を受領していること、②上記(1)ウ及びオの認定事実によれば、上記草案には、取締役の任期を短縮する旨の提案が含まれていたと認められること、③原告本人は、本件総会1において被告Y1社の定款が変更されたとの事実は認識しており、また、変更後の定款草案も事前に読んでいたとの供述をしていること（原告本人尋問の結果6頁、25頁）、④上記(1)オのとおり、原告は、取締役の任期を短縮することを内容とする定款変更を含む本件決議1がされた旨が記載された本件総会議事録1に被告Y1社の代表者として押印していることに照らせば、本件証拠上は、原告は、第1号議案に取締役の任期を短縮することを内容とする定款変更が含まれていることを認識した上で上記委任状を作成したと認めざるを得ないというべきであり、原告本人の上記供述を採用することはできない。

## 2 争点(2)（本件決議2の有無）について

(1)上記第2の1に証拠（甲第10、第17号証）及び弁論の全趣旨を併せ考慮すれば、①原告は、平成22年7月9日付けの本件総会2の招集通知を受領していること、②上記招集通知には、取締役2名選任の件が議案である旨の記載がされるとともに、議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類として、被告Y3及びBが取締役候補者である旨が記載された書面が添付されていたこと、③本件総会議事録2には、議決権1190個を有する2名の株主が出席の上、上記議案が可決された旨の記載がされていること、④上記議決権の数は、本件総会2の当時被告Y1社の株主であった株式会社a及び合同会社bが有していた議決権の合計数に合致すること、⑤被告Y1社から、原告に対し、平成22年7月20日付けで、本件総会2において本件決議2がされた旨の通知がされていることが認められる。そして、かかる認定事実

に照らせば、本件総会2において、株式会社a及び合同会社bが出席の上、本件決議2が有効に成立したとの事実が認められるというべきである。

(2)上記(1)の判示に対し、原告は、本件総会2に出席しておらず、また、委任状も提出していないと主張するが、そもそも同主張事実によって、本件決議2の不存在を基礎付けることはできず、したがって、上記(1)の判示を覆す根拠とはなり得ない。

また、本件総会2については、本件総会議事録2とは別に、出席株主数を3名とする議事録が作成されており、同議事録によって取締役の変更登記の申請手続きがされていることは認められるものの(甲第12号証)、証人Cは、法務局に上記議事録を提出した後に出席株主数の記載を誤っていたことに気付いたことから、その後に議事録の訂正を行ったとの証言をしていること(証人C・27頁)等に鑑みれば、本件総会2について出席株主数の異なる2つの議事録が作成されているとの事実のみをもって上記(1)の判示を覆すには足りず、他に同判示を覆すに足りる証拠はない。

### 3 争点(3)(被告Y2らの原告に対する不法行為の成否等)について

(1)まず、原告は、本件総会議事録1及び2並びに本件取締役会議事録が、いずれも偽造されたものであると主張する。

しかし、本件総会議事録1及び本件取締役会議事録については、上記1(1)キにおいて判示したとおり、これらが偽造されたものであるとは認められず、また、本件総会議事録2については、そもそも原告がその作成名義人ではない以上、原告の意思に反して作成されたこと等をもって、上記議事録が偽造されたということとはできない。

したがって、上記各議事録が偽造されたものであるとの原告の上記主張は採用し得ない。

(2)また、原告の主張の趣旨が上記各議事録の記載内容が虚偽であるというものであるとしても、上記各議事録の記載内容が虚偽であることを認めるに足りる証拠はないのみならず、上記各議事録が偽造された、又はその内容が虚偽であることによって原告のいかなる権利又は法律上保護される利益が侵害されたのかが明らかではない以上、その余の点について判断するまでもなく、原告の不法行為に関する主張を採用することはできないといわざるを得ない。

4 争点(4)(原告と被告Y1社との間の損害賠償請求権、立替払金支払請求権及び仮払金返還請求権の有無等)について

#### (不当解任に基づく損害賠償請求権)

(1)上記第2の1, 証拠(甲第1, 第8, 第9, 第16, 第17号証, 原告本人尋問の結果10頁)及び弁論の全趣旨並びに上記1及び2の判示を併せ考慮すれば, ①原告は, 平成19年12月19日から, 被告Y1社の取締役を務めており, 1か月77万円の報酬を受領していたこと, ②本件決議1により, 被告Y1社が取締役会設置会社となるとともに(変更後の定款第22条, 第25条), 上記第2の1(4)のとおり取締役の任期が短縮されたことから(変更後の定款第24条第1項), 原告の取締役としての任期は, 遅くとも平成21年6月30日の経過をもって満了したこと, ③本件決議1により, 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は, 前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とされたことから(変更後の定款第24条第2項), 本件決議1によって取締役に選任された被告Y2, 被告Y3及びBの任期も, 遅くとも平成21年6月30日の経過をもって満了したこと, ④上記②及び③の原告, 被告Y2, 被告Y3及びBの任期満了によって取締役の員数が欠けることとなったため, 上記原告らは, 会社法第346条第1項の規定に基づき, 平成22年7月20日に被告Y3及びBが取締役に選任されるまで, なお取締役としての権利義務を有する者(以下「権利義務取締役」という。)となったこと, 一方, ⑤原告は, 平成21年7月1日以降も, 自らが権利義務取締役であることを認識しておらず, 少なくとも平成22年6月末頃まで, 被告Y1社の代表取締役としての業務を行っていたこと, ⑥被告Y1社も, 平成22年8月頃まで, 原告が権利義務取締役である旨の認識を有してはいなかったことが認められる。

(2)上記(1)の認定事実をもとに判断するに, 権利義務取締役を解任することは認められないと解されることからすれば(最高裁平成19年(受)第1443号平成20年2月26日第三小法廷判決・民集62巻2号638頁参照), 平成22年6月23日の時点において原告を被告Y1社の取締役から解任することはできず, したがって, 不当解任を理由とする原告の損害賠償請求を認めることはできない。

(3)しかしながら, ①上記(1)④のとおり, 原告は, 平成21年7月1日以降, 権利義務取締役であったが, 権利義務取締役であることを認識しないまま, 平成22年6月末頃まで代表取締役としての業務を行っていたこと, ②被告Y1社も, 平成22年8月頃まで, 原告が権利義務取締役である旨の認識を有しておらず, また, ③平成22年8月当時は, 原告に対して平成22年7月分までの取締役報酬を支払う意思を有していたこと(甲第9号証)を総合考慮すれば, 実体法上, 原告は, 被告Y1社に対し, 権利義務取締役

として、平成22年6月分の報酬77万円について報酬請求権を有していたことが認められるというべきである。

#### **(立替払金支払請求権)**

(4)①原告が、平成22年4月分から6月分までの被告Y1社の業務に要した経費として、合計40万6879円を立て替えて支払ったこと及び②被告Y1社が、平成22年5月10日から同月22日までの間に、原告に対し、上記①の立替払金支払請求権に対する弁済として合計40万円を支払ったことは、当事者間に争いが無い。

一方、原告は、平成22年2月分及び3月分の被告Y1社の業務に要した経費として合計12万2206円を立て替えて支払ったと主張するが、同主張事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告は、被告Y1社に対し、6879円の立替払金支払請求権を有していることとなる。

#### **(相殺)**

(5)①原告が被告Y1社に対して事務所敷金精算分の未収入金23万6430円及び第3期決算経費仮払未精算金25万2227円の返還債務を負担していることは、当事者間に争いがなく、②原告が、平成23年4月15日、訴状の送達により、被告Y1社に対し、上記(2)の請求権及び上記(4)の立替払金支払請求権をもって、上記①の返還債務とその対当額において相殺する旨の意思表示をしたことは、当裁判所に顕著である。

なお、原告は、本件訴訟において、権利義務取締役としての報酬を請求していないが、上記(2)のとおり、原告が権利義務取締役としての報酬請求権を有していることを踏まえて原告の合理的意思を解釈すれば、上記①の返還債務については、上記報酬請求権をもって相殺されたと解することが相当である。

したがって、原告は、上記相殺によって上記①の返還債務を免れることとなり、結局、原告は、被告Y1社に対し、上記(4)の立替払金支払請求権に基づき、6879円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めることができることとなる。

#### **(仮払金返還請求権)**

(6)被告Y1社が、平成21年4月8日、原告に対し、300万円（以下「本件300万円」という。）を支出したことは、当事者間に争いが無い。

(7)本件300万円の支出に関し、原告は、平成21年4月8日当時、被告Y1社に対し、合計361万5845円の貸金債権や立替払金支払請求権、

未払報酬請求権等を有しており、本件300万円は上記各債権に対する弁済として受領したものであると主張する。そして、証拠（甲第23号証の1から13まで、原告本人尋問の結果）によれば、原告が、平成21年4月8日当時、被告Y1社に対し、一定額の貸金債権を有していたとの事実は認められる。

しかし、証拠（甲第9号証、第11号証の1、第21号証、第26号証から第29号証まで、第36、第37号証、乙第9号証の1、2、第10号証の1、2、証人Cの証言8頁、原告本人尋問の結果13頁、20頁）及び弁論の全趣旨によれば、①原告の被告Y1社に対する貸金債権については、被告Y1社の総勘定元帳上、平成21年3月31日時点の残額が64万5510円であり、同年4月30日には全額が弁済されたとの処理がされていること、②原告が、被告Y1社に対し、その他の立替払金支払請求権や未払報酬請求権を有していたことを認めるに足りる証拠は提出されていないこと、③本件300万円については、被告Y1社の平成22年3月期の決算書において、原告に対する仮払金として処理がされ、原告は、同年5月25日、被告Y1社の代表者として同決算書に署名をしていること、④本件300万円については、いまだ精算処理がされていないことが認められる。かかる事実、本件300万円が原告の被告Y1社に対する貸金債権等に対する弁済として支出されたものであるとの事実を裏付ける客観的な資料は提出されていないことを併せ考慮すれば、原告が別途被告Y1社に対して貸金の返還を請求し得るか否かはともかく、本件証拠上は、本件300万円が原告の被告Y1社に対する債権に対する弁済として支払われたとの事実を認めることはできないといわざるを得ない。

(8)上記(6)及び(7)の判示によれば、本件300万円は原告に対して仮払金として支払われたものであり、かつ、現在までその精算は行われていないと認めざるを得ず、したがって、被告Y1社は、原告に対し、300万円の仮払金返還請求権を有していることとなる。

なお、Bが平成24年4月18日に原告に対して送信した電子メール（甲第26号証）には、被告Y3が、平成22年6月23日、本件300万円に関し、「会社の記録では仮払いになっているが、会社としては仮払いではないと認識している」という趣旨の説明を行った旨の記載がされているが、同記載内容は、Bが、被告Y3がそのような発言をしたことを聞いたというものにすぎず、また、被告Y3の発言内容も、同人がそのように認識しているというものであって、その裏付けとなる資料も提出されていないことからす

れば、上記証拠のみをもって上記判示を覆すには足りないといわざるを得ない。

5 争点(5) (原告の被告Y5社に対する報酬請求権の有無) について

(1)原告が、被告Y5社に対し、取締役報酬の支払を請求するためには、被告Y5社の定款において取締役の報酬金額が定められているか、同社の株主総会において原告に対する報酬金額が決議されるなど、原告の報酬請求権が具体的に発生していることが必要であるが、本件全証拠をもってしても、上記各事実を認めることはできない。

(2)なお、原告本人は、被告Y5社の一人株主である被告Y2が、原告に対し、取締役報酬として400万円を支払う旨約束したと供述する(原告本人尋問の結果19頁)。

しかし、原告は、訴状において、被告Y5社の株主が「Y2の会社のシー・コンサルティングである」と主張しており(7頁)、被告らは同主張事実を認めていること、他に被告Y2が被告Y5社の一人株主であるとの事実を認めるに足りる証拠はないことからすれば、原告の上記供述のみをもって、被告Y2が被告Y5社の一人株主であるとの事実を認めることはできないといわざるを得ない。

6 以上によれば、原告の本訴請求は、被告Y1社に対し、立替払金支払請求権に基づき、6879円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成23年4月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余はいずれも理由がないからこれらを棄却し、被告Y1社の反訴請求は、原告に対し、仮払金返還請求権に基づき、未精算の仮払金300万円及びこれに対する反訴状送達の日翌日である平成23年8月24日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判官 和波宏典)